

様式第 1 号

令和 5 年 6 月 29 日

北海道知事 殿

〔設置者の名称〕 学校法人 北海道鍼灸専門学校

〔代表者の役職〕 理事長 〔代表者の氏名〕 笠井正晴

大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	北海道鍼灸専門学校
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・ 専門学校)
大学等の所在地	北海道札幌市西区山の手 2 条 6 丁目 5-10
学長又は校長の氏名	川浪 勝弘
設置者の名称	学校法人 北海道鍼灸専門学校
設置者の主たる事務所の所在地	北海道札幌市西区山の手 2 条 6 丁目 5-10
設置者の代表者の氏名	笠井 正晴
申請書を公表する予定のホームページアドレス	https://www.shinkyu.ac.jp/information-disclosure/

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☑) を付けて下さい。

☐ 確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 1 項に基づき確認申請書を提出します。

☒ 更新確認申請書の提出

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 3 項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。

☒ この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。

☒ 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

☒ 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- ☒ この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- ☒ 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第7条第2項第3号及び第4号に該当します。